置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百四十三号とし、同条第百四十一号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百四十二号とし、同条第百四十号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百四十一号とし、同条第百三十九号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百四十号とし、同条第百三十八号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百三十九号とし、同条第百三十七号中「措置法第六十八条の七十三第一項」を「令和二年改正前措置法第六十八条の七十三第一項」に、「租税特別措置法施行令」を「令和二年改正令附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和二年改正令第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令」に改め、同号を同条第百三十八号とし、同条第百三十六号中「措置法第六十八条の七十二第一項、」を「令和二年改正前措置法第六十八条の七十二第一項、」に改め、同号イ中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号ロ中「措置法第六十八条の七十二第三項」を「令和二年改正前措置法第六十八条の七十二第三項」に改め、同号ロ(1)中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に、「第七項」を「第八項」に改め、同号ロ(2)及び(3)中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号ロ(4)中「措置法第六十八条の七十一第九項」を「令和二年改正前措置法第六十八条の七十一第九項」に、「措置法第六十八条の七十第七項」を「令和二年改正前措置法第六十八条の七十第八項」に改め、同号ハ中「措置法第六十八条の七十二第十項の」を「令和二年改正前措置法第六十八条の七十二第十項の」に改め、同号ハ(1)中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に、「法人税法施行令」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号。次号において「令和二年改正令」という。）第一条の規定による改正前の法人税法施行令」に改め、同号ハ(2)中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百三十七号とし、同条第百三十五号中「措置法第六十八条の七十一第一項」を「令和二年改正前措置法第六十八条の七十一第一項」に、「措置法第六十八条の七十第一項」を「令和二年改正前措置法第六十八条の七十第七項」を「令和二年改正前措置法第六十八条の七十第八項」に改め、同号を同条第百三十六号とし、同条第百三十四号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に、「第七項」を「第八項」に改め、同号を同条第百三十五号とし、同条第百三十三号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百三十四号とし、同条第百三十二号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百三十三号とし、同条第百三十一号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百三十二号とし、同条第百三十号中「措置法第六十八条の六十三第一項又は」を「令和二年改正前措置法第六十八条の六十三第一項又は、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額」を「これらの規定により損金の額に算入される金額」に改め、同号イ及びロを削り、同号を同条第百三十一号とし、同条第百二十九号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百二十八号とし、同条第百二十七号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百二十六号とし、同条第百二十五号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百二十四号とし、同条第百二十三号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百二十二号とし、同条第百二十一号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百二十号とし、同条第百十九号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百十八号とし、同条第百十七号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百十六号中「措置法第六十八条の四十一第一項から」を「令和二年改正前措置法第六十八条の四十一第一項から」に改め、同号イからハまでの規定中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に、「ホまで」を「ハまで」に改め、同号を同条第百十七号とし、同条第百十五号中「措置法第六十八条の四十第一項」を「令和二年改正前措置法第六十八条の四十第一項」に改め、同号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同号ニを削り、同号ホ中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、「第六十八条の二十四」の下に「、第六十八条の二十五」を加え、「、第六十八条の三十三、第六十八条の三十五又は第六十八条の三十六」を「又は第六十八条の三十三から第六十八条の三十六まで」に改め、同号ホを同号ハとし、同号を同条第百十六号とし、同条第百十四号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百十五号とし、同条第百十三号を同条第百十四号とし、同条第百十二号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百十三号とし、同条第百十一号を同条第百十二号とし、同条第百十号を削り、同条第百九号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百十号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十一　令和二年改正前措置法第六十八条の三十四第一項の規定　同項に規定する特別償却限度額

第二条第百八号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百九号とし、同条第百七号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百八号とし、同条第百六号中「措置法第六十八条の二十七第一項又は第二項」を「令和二年改正前措置法第六十八条の二十七第一項から第三項まで」に、「次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額」を「これらの規定に規定する特別償却限度額」に改め、同号イ及びロを削り、同号を同条第百七号とし、同条第百四号及び第百五号を削り、同条第百三号中「措置法」を「令和二年改正前措置法」に改め、同号を同条第百五号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六　令和二年改正前措置法第六十八条の二十五第一項又は第二項の規定　これらの規定に規定する特別償却限度額